

生涯学習概念登場の経過

谷 和明

生涯学習理念は、1960年代の UNESCO における成人教育の現代的発展をめぐる議論を通じて提起され、普及していった。その過程を CONFINTEA との関係に留意しつつ、諸会議の報告書等に基づいて簡単に整理してみる。

1 生涯教育理念の登場—第2回 CONFINTEA『報告書』第2委員会報告—

生涯教育の原語はフランス語の *éducation permanente* であるが、それが最初に（少なくとも公式の場で）登場するのは1960年8月にカナダのモントリオールで開催された第2回 CONFINTEA である。この会議は、科学技術の発展による世界の全面的な変化、AA諸国の独立運動の進展、冷戦の激化といった時代状況の下で、人類の進歩の夢と絶滅の悪夢が交差しつつ高まった時期に、「変化する世界における成人教育」をテーマとして開催された。そこで採択された「宣言」は、人類存続のための相互理解と共生の学習、途上国における識字・基礎教育、先進国における技術変化への適応と十全な人格形成のバランスといった課題を挙げたうえで、それを果たすためには成人教育を教育領域の「不可欠の部分」（『報告書』英語版 p.9）として扱うべきであると強調している。

つまり、成人教育はもはや贅沢品でも代用品でもなく、先進国、途上国の別なく急激で全面的な社会変化に直面する万人が必要とするものであり、それゆえ学校教育や職業訓練に並ぶ教育全体の不可欠の構成部分として推進されるべきであるという主張が、この会議の基調をなしていた。このコンテキストにおいて、成人教育を含む全教育を統合する新たな教育理念として構想されるのが生涯教育である。それは未だこの会議のテーマではなかったが、「成人教育の形態と方法」を検討した第2委員会の報告で、「生涯教育の観点 (*dans une perspective d'éducation permanente*)」という表現が用いられていた（『報告書』仏語版 p.15）。この箇所は英語版では *through a continuing process of education* と訳されており、未だ独自の用語としては論じられていない。とまれ、ここから生涯教育概念をめぐる UNESCO での議論が始まったのである。

*1972年の第3回 CONFINTEA における全体会議の閉会式辞において当時の UNESCO 事務局長ルネ・マウー (René Maheu) は「1960年のモントリオール会議以前には生涯教育という概念は存在しなかった」と回想している。

2 成人教育推進国際委員会における生涯教育概念の形成と提起

(1) 第1回会議における「生涯教育」の課題化

第2回 CONFINTEA は「変化する世界における成人教育」に責任を負う常設委員会を、1949年の第1回 CONFINTEA 以後活動してきた「成人教育諮問委員会」を発展させるかたちで設置することを勧告した。それを受けた UNESCO 第11回総会決定で発足した

のが、「成人教育推進国際委員会 International Committee for Advancement of Adult Education」である。同委員会は 61 年の第 1 回会議で、UNESCO が取り組むべき成人教育の三大課題の一つとして「万人のための生涯教育 Life-long education for all; education permanente de tous les adultes」を勧告した（あとの二つは、「無知および未識字との戦い」と「国際的理解のための教育」）。

生涯教育が必要とされる理由、背景として、委員会が挙げているのは、以下のような問題である。

- ①教育にはいかなる限界や格差も存在してはならないこと。
- ②余暇の増大による新たな成人教育機会や成人教育ニーズの登場。
- ③家庭、地域、職業、公共生活への全面的参加を保障する成人教育の役割。
- ④成人教育を小学校から大学、職業教育に至る全教育領域の一分野として統合的に位置づけること。
- ⑤人口拡大に伴う食糧・資源問題の解決の鍵としての成人教育の意義。

ここからは、第 2 回 CONFINTEA での論議や決定を発展させる形で、生涯教育が新しい教育課題として明確に提起されたことがわかる。

(2) 第 3 回会議における生涯学習概念の検討と国際的課題としての提起

成人教育推進国際委員会の次の会議は 1963 年に開催されたが、その主要テーマは「国際理解のための教育」であり（キューバ危機など冷戦の危機が頂点に達する時であった）、「生涯教育」概念が主要テーマとして議論されたのは 1965 年 12 月の第 3 回会議であった。

会議では、成人教育部門担当ポール・ラングラン（Lengrand, P.）らが起草した事務局の作業ペーパー「生涯教育」を基に議論が行われた。

この文書の序では、生涯教育という用語への関心が高まっており、今や生涯教育の概念、原理、内容、意義を研究、検証し、さらにその実践的効果を考察して政策提言をなす時が到来したという認識が謳われている。そのうえで、「生涯教育システム」を構築するための問題点を、以下のような構成で示した。

- 1 統一と統合
- 2 システム化
 - (a) 青少年教育と成人教育のコーディネーション
 - (b) 一般教育と職業訓練
- 3 計画という視点から見た生涯教育
- 4 生涯教育振興のための法的、行政的施策
 - (a) 労働時間の調整
 - (b) 教育休暇

(c) 教育制度と教育施設

5 学校及び大学の役割

6 個別の問題

(a) 教育の研究

(b) 世代間の関係

(c) 学校と学校外活動との相互関係

(d) 国際理解への貢献

(e) 教育者とその養成・研修

(f) 失敗の減少

(g) 女性と生涯教育

以上の議論の前提となる社会・歴史認識は、ラングランがすぐ後の論考で纏めているが、①変化の加速化、②人口増加、③科学・技術の発展、④民主主義政治に向けた挑戦、⑤情報化、⑥余暇増大、⑦生活様式と人間関係の変化、⑧肉体の（再）発見、⑨イデオロギーの危機・終焉といった脱産業社会（post-industrial society）的状況の下で、教育期と労働期を峻別する従来の人生観、教育観、教育制度が機能不全に陥っているというものである。そのうえで、統合的な教育概念としての生涯教育が提起されたのである。

会議参加者はこの事務局提案を積極的に受け止め、最終的に「教育全体の活性化原理」として生涯教育をとして普及することを決定・勧告した。

とはいえその過程では、この理念があまりに「革命的」であり、成人教育を超えた全教育を対象とするが故に時期尚早ではないかという疑念や用語の適切性が問題とされ、以下のような論点が議論された。

① 成人教育者に小学校、大学等を含む全教育制度の改革を論ずる権限・能力（competence）があるのか

② education permanente を英語で continuing education と表現するのは不適切だ

③ 成人教育を教育制度に統合することを政府に認知させることが果たして可能か

④ 途上国の現状からはかけ離れた理念ではないか

これらに対して会議が出した回答は、

①に関しては、成人教育者は急激な社会変化の下での教育要求の変化をいち早く感知する立場にあるがゆえに教育制度改革のパイオニアになる、

③に関しては、既に生涯教育的な統合が行われている実例がある、

④に関しては、生涯教育の統合的な観点・政策は教育資源の少ない途上国においてこそむしろ効果的である、というものであった。

②の用語の問題を少し詳しく見ておこう。

仏語 education permanente の英語表現は、61年の会議報告書では Life-long education

とされていたが、65年会議に提案された文書では **continuing education** とされていた。これに対し英語圏の出席者から、**continuing education** は既に具体的な教育事業の名称に使用されているので、誤解や混乱を招くという指摘がなされた。そこで、会議は用語問題を検討する小委員会を組織した。

小委員会では、に対応する英語で **continuing education** に代わる **education permanente** の英訳として **permanent education**、**continuum of education**、**articulated education**、**total education**、**coherent education** などが検討されたが、何れも不十分であるとし、**Life-long integrated education** を最善の表現として提案した。会議末に提出された報告書第1次案にもこの表現が用いられた。ところが、**Life-long integrated education** という用語に関して、理論的には正確かもしれないが、生硬に過ぎて実践的インパクトが弱まるという意見が出された。**Integrated** は無くても、十分意味は通じるし、むしろ簡潔で分かりやすいというのである。こうして、翌年2月に出された最終報告書では **lifelong education** で統一され、それを UNESCO の教育政策全体において実現することが課題として提起されたのである。

もし **continuing education** のままだったら、**education permanente** の概念が「生涯教育」と訳されることはなかっただろう。「継続教育」「恒久教育」とされた可能性が高い。そして今ほどポピュラーにならなかったかもしれない。そう考えると、65年の小委員会での議論には興味深いものがある。

3 生涯教育から生涯学習へ

生涯教育概念は急速に受容され、1972年東京で開催された第3回 CONFINTEA では「生涯教育のコンテキストにおける成人教育」が全体テーマとなった。新しい教育概念としての生涯教育が国際的な認知を示すものと言えよう。

この会議では従来から懸案とされてきた成人教育に関する国際法規の策定が勧告された。それを受けた検討作業の末 1976年の第17回総会で採択されたのが、「成人教育の発展に関する勧告（ナイロビ勧告）」である。ここでは「生涯教育の不可分の部分としての成人教育 **adult education as an integral part of life-long education**」という観点が原理的な立場として表明されている。こうしてモントリオール会議から15年を経て、1970年代中期には成人教育が国際法規に明記されるに至ったのである。

ところで、この勧告では既に「生涯教育および生涯学習 **life-long education and learning**」という表現も用いられていた。とはいえその場合も生涯教育に力点が置かれていた。1985年の「学習権宣言」で有名な第4回の文書でも生涯教育という表現でほぼ統一されていた。

それが1997年の第5回 CONFINTEA では「生涯学習」という表現に統一され、「ハンブルク宣言」でも生涯学習の枠組みとしての重要性が強調された。そして2009年の第6回 CONFINTEA が採択した「ベレン行動枠組み」は「生涯学習は、包容、解放、ヒューマニズム、民主主義の価値を基盤とする全教育の哲学、概念的枠組、体系化の原理」であると

し、それを原理としてさらに明確に宣言したのである。ナイロビ宣言では「教育および学習」と表記されていたのが、ベレン行動枠組みではすべて「学習および教育」と順序が入れ替わっている。これは、生涯教育から生涯学習への転換が国際的に確認されたことを意味すると言えよう。

4 生涯教育・学習概念の日本における受容と普及・制度化

前述の成人教育推進国際委員会第3回会議には20名の委員が参加していたが、その一人が御茶ノ水女子大学教授波多野完治であった。波多野は *L'éducation permanente* あるいは *Lifelong Education* を「生涯教育」と訳し、学歴社会や受験競争に象徴される教育制度の病弊を抜本的に改革する理念として紹介した。それは急速に普及し、既に1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造変化に対処する社会教育のあり方について」において、人口構造変化、家庭生活変化、都市化、高学歴化、工業化、情報化、国際化に対応した「生涯教育の観点」が打ち出された。

1981年には中央教育審議会答申「生涯教育について」が出され、①社会・経済の急速な変化、②教育的、文化的な要求の増大、③多様な学習活動を可能ならしめる経済的、社会的な条件の成熟、④日本の社会の維持・発展のうえからの必要といった条件を挙げつつ、「生涯教育」が「教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念」であることを宣言した。同時に、この答申では、「各人が自発的意志に基づいて」「必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行う」学習を「生涯学習」と定義し、生涯教育はその条件整備の役割を担うものとした。

これを受けて、1985～87年の臨時教育審議会では、「生涯学習」を可能にする社会の「生涯学習体系化」という答申が行われ、さらに1990年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」を経て、同年「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）」が制定された。そして生涯学習局を筆頭局とする文部省改組が行われ、日本は世界に先駆けて「生涯学習」を制度化したのである。

生涯学習概念のこのような急速な政策化・現実化は、その半面で概念・理念の曖昧化を生じたともいえる。生涯学習は従来社会教育の同義語として使用されることが多く、両者間の区別は曖昧となっている。

(以上まだ不完全であるが、次回の授業の基本資料として使用する)

ⁱ 1972年の第3回 CONFINTEA における全体会議の閉会式辞において当時の UNESCO 事務局長ルネ・マウー (René Maheu) は「1960年のモンテリオール会議以前には生涯教育という概念は存在しなかった」と回想している。